

## 宮崎市緑の募金緑化事業助成金交付要領

平成 16 年 11 月 30 日  
宮崎市みどり推進会議

### (趣 旨)

第 1 条 宮崎市みどり推進会議（以下「推進会議」という。）は、緑化事業の推進を図るため、緑化事業（以下「事業」という。）を実施する団体等に対し助成金を交付するものとし、その交付については、この要領の定めるところによる。

### (助成金の額)

第 2 条 交付金の額は、1 事業当たり 1 8 万円を限度とする。ただし、1 割以上の自己負担を伴うものとする。

### (事業の申出)

第 3 条 この助成金を受けようとする団体等は、事業実施申出書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、推進会議に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 事業計画図
- (3) 土地所有者又は管理者の承諾を証する書面の写し
- (4) その他必要と思われる書類

### (申出内容の審査及び通知)

第 4 条 推進会議は、前条の申出があった時は、適否を審査し、適当と認めた場合には、申出者に認定通知書（様式第 2 号）を送付する。

### (実績報告)

第 5 条 事業の認定を受けた申出者は、事業が完了した時は、すみやかに事業実績報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、推進会議に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業実績図
- (3) その他必要と思われる書類

### (現地確認及び助成金の交付)

第 6 条 推進会議は、前条の実績報告を受け、現地確認等でその成果を適当と認められた場合は、助成金を交付するものとする。

- 2 助成金は精算払いとする。
- 3 助成金の請求は、交付請求書（様式第 4 号）により行うものとする。

### (その他の事項)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、緑の募金緑化事業の実施に関し必要な事項は、推進会議の審議を経て決定されるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 11 月 30 日から適用する。